

## 行動援護とは？



自閉症やその他の知的、精神、発達障害を持つ子供や成人が、自分の意思を伝えることが難しい場合やパニック状態に陥りやすい場合に、専門的な知識を持つ支援者から支援を受ける事を指します。

自傷行為や徘徊などのリスクを避け、外出時の支援を含む日常生活のさまざまな場面での支援を提供するもので、特定の基準を満たせば全国の市町村で利用可能です。

## 行動援護の対象者

「行動援護」の対象者は、以下の条件を満たす方々です

•障害支援区分が3以上（18歳未満は区分なし）

•行動障害、コミュニケーション障害、てんかんに関する障害支援区分の調査項目中、行動関連項目（12項目）で、

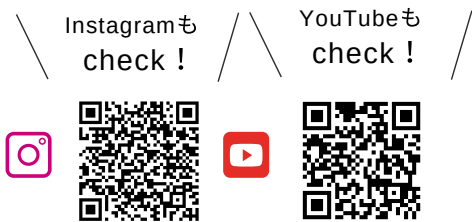
- 支援不要（0点）
- 週に1回程度支援が必要（1点）
- ほぼ毎日支援が必要（2点）

と評価され、合計点数が8点以上（最高24点、障害児は同等の心身状態とみなされる）の方が対象です。

※詳細につきましては、相談支援事業所にご確認ください。



## SNSもチェックお願いします！



お問い合わせ

webサイト

<https://libelien2024.com/>

リベリアン 行動援護

検索



## お客様の声



Aさんの声

きめ細かな聞き取りや楽しいガイドコースを計画してくださるなど、プロフェッショナルなサポートを受けられる安心感があります。

子供が障害を持っていて、日々の生活で多くの困難に直面していますが、行動援護サービスの支援を受けることで、子供も私も外出の機会が増え、とても前向きになりました。



Bさんの声

当社ではお客様の声を大切にしています



さらなるサービス向上のため、お客さまの率直なご意見・ご感想などをお聞かせください。



暮らしを支える



—リベリアン合同会社—

# 行動援護サービス



合同会社 リベリアン

☎ 050-5534-8563

✉ libelien.zimu@gmail.com

〒252-0318  
神奈川県相模原市南区上鶴間本町9丁目35-7 てらじまハイツ104

## サービスの利用料金

### 基本料金



#### ■ 通常、基本料金は無料です。

- ・ただし受給者証に上限負担額が記載されている方は自己負担があります。

### 交通費



- ・ガイド中のご本人様と支援者の交通費はご負担ください。
- ・ガイド前後の支援者の交通費は事業所が負担いたします。

### 食事代



- ・支援者1名につき300円の負担をお願いいたします。

### 利用期間

- ・受給者証記載の認可期間内となります。(更新可能)

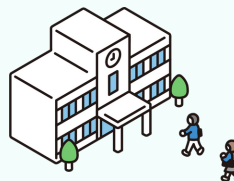
## 行動援護サービス内容

基本的な援助は、自治体の地域支援プログラムにおける移動支援と同じです。

**例** 平日学校、通所先からの自宅に帰宅するまでの余暇支援

1～2時間程度

※自宅から学校に行くまでの余暇支援はケースワーカーの許可があったのみ利用可能



休日余暇支援

3～6時間程度

※政治、経済活動に関連する外出は含まれません。

### 行動支援の支援内容

#### 予防的対応

未知の場所での不安や不適切な行動を予防するため、事前に説明し理解を深めたり、行動障害が生じる条件を知り、予防することです。

#### 制御的対応

問題行動や自傷行為、固執する行動への適切な対処することです。

#### 外出中の移動に伴う介護



#### 排泄や食事の介護、その他必要な支援

## 【ご利用までの流れ】

### 1 相談支援事業者に連絡

相談支援事業者にサービス利用について相談をお願いいたします。認定申請が必要な場合がございますので、ご確認ください。



### 2 事業者に連絡

事業所にご連絡していただけたら、事業者がサービス内容等のアセスメントを行います。



### 3 サービス開始

お客様と事業所双方が合意し、契約となりましたら、順次サービス開始となります。

